**行政区を分割します**

**まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069**

　行政区内の世帯数が増加していることから地域で話し合いを行い、古川地域米倉行政区を分割することとなりました。

　4月1日から、「米倉北行政区」と「米倉南行政区」になります。

**夜間急患センターや救急電話相談を利用しましょう**

**健康推進課保健・地域医療担当　23-5311**

　夜間急患センターでは、夜間の急病やけがを診療し、悪化を防ぐための応急治療を行っています。翌日に、かかりつけ医や専門の医療機関を受診してください。

**夜間急患センターで月・水曜日の外科診療が始まります**

　4月から、夜間急患センターの外科診療日が拡大しました。内科とともに、月曜日から土曜日まで診察を行います。

**命を救うために救急医療を守りましょう**

　大崎市には、生命に危険がある重篤な患者を対象とする救命救急センターがあります。重篤な患者の救急医療に力を注ぐため、救急車で来院した人や救急医療が必要な人を優先に診療しています。

　緊急性がない軽症の患者が受診すると、重篤な患者への対応が遅れる可能性につながります。救える状況にある命が、対応の遅れから救えなくなるかもしれません。また、受診数が増えることで、献身的な努力を続ける医療従事者の負担を増大させることにもなります。

　受診をしてはいけないということではありません。重篤な患者を助けられるよう、軽症の患者はかかりつけ医や休日当番医、夜間急患センターを受診するなど、譲り合って医療機関を受診しましょう。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**救急電話相談の電話番号が変わりました**

　夜間や休日の急な病気やけがにより、救急車を呼んだ方がいいのか迷うときや、応急処置の方法が知りたいときの電話相談が開設されています。

　これまでの電話番号や受付時間が変更となり、より利用しやすくなりました。詳しくは左欄を確認してください。

**夜間の受診（応急治療）**

大崎市夜間急患センター　23-9919

場所　古川千手寺町二丁目3-15

診療科目　内科・外科

診療日時　月～金曜日19時15分～22時　土曜日15時～22時

休診日　日曜日・祝日・12月29日～1月3日

**救急電話相談（相談・助言）**

　緊急や重症の場合は119番を利用してください。

■おとな救急電話相談　#7119

※プッシュ回線以外の電話とPHSは022-706-7119

相談日時　月～金曜日19時～翌8時　土曜日14時～翌8時　日曜日・祝日8時～翌8時

※大崎市大人の夜間救急電話は3月末で終了し　ました。（0120-349-119は利用できません。）

■こども夜間安心コール　#8000

※プッシュ回線以外の電話とPHSは022-212-9390

相談日時　毎日19時～翌日8時

**成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けましょう**

**健康推進課母子保健担当　23-5311**

　肺炎は日本人の死因で3番目に多く、65歳以上では年間10万人が肺炎で亡くなっています。高齢者がかかる肺炎の原因で、最も多く重症となりやすいのが、肺炎球菌感染症です。

　肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐワクチンです。今年度、定期接種の対象になる人は、この機会に接種しましょう。

■定期接種

対象　大崎市に住民登録があり、成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人で、次のいずれかの人

①今年度65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人

②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する人

接種回数　1回

自己負担額　4000円

※生活保護受給者は自己負担が免除となります。

申込　指定医療機関へ事前に電話で申し込み

※入院などの理由により、指定医療機関で接種を受けられない場合はお問い合わせください。

■任意接種費の助成

　成人用肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の助成を今年度も継続します。

対象　肺炎球菌ワクチンを接種したことがない65歳以上の人で、定期接種の対象者以外の人

接種回数　1回

助成額　3000円

※医療機関の接種料金から、3000円を引いた額が自己負担となります。

申込　指定医療機関へ事前に電話で申し込み

問合せ 健康推進課　23-5311　各総合支所市民福祉課健康増進担当

■大崎市成人用肺炎球菌ワクチン接種 指定医療機関一覧（平成30年4月1日現在）

古川地域

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 秋山内科医院 | 28-1909 |
| 伊藤内科小児科医院 | 23-8866 |
| いのせ医院 | 22-0777 |
| 永仁会病院 | 22-0063 |
| 大崎市民病院健康管理センター | 25-3666 |
| 大崎西部クリニック | 87-3723 |
| 尾花内科クリニック | 21-0087 |
| 片倉病院 | 22-0016 |
| 鎌田内科クリニック | 24-1700 |
| 寛内科胃腸科クリニック | 24-8822 |
| 佐々木医院 | 22-2290 |
| 佐藤病院 | 22-0207 |
| 塩沢整形外科クリニック | 21-1666 |
| 渋谷皮膚科泌尿器科医院 | 23-9783 |
| 高橋医院 | 22-0791 |
| 千葉医院 | 22-3228 |
| 冨樫クリニック | 23-4456 |
| 徳永整形外科病院 | 22-1111 |
| 長井内科医院 | 91-1020 |
| 古川星陵病院 | 23-8181 |
| 古川民主病院 | 23-5521 |
| 穂波の郷クリニック | 24-3880 |
| まつうら内科小児科クリニック | 23-5677 |
| 三浦病院 | 22-6656 |
| 大崎東部クリニック | 55-2511 |
| 大崎ミッドタウン総合メディケアクリニック | 55-3349 |
| わたなべ産婦人科内科・小児科 | 55-3535 |
| 岩渕胃腸科内科医院 | 52-6211 |
| 近江医院 | 52-3057 |
| 大崎市民病院鹿島台分院 | 56-2611 |
| 佐久間内科医院 | 56-3700 |
| 渡辺外科胃腸科医院 | 56-5211 |
| 大崎市民病院岩出山分院 | 72-1355 |
| 高橋医院 | 72-1005 |
| 大崎市民病院鳴子温泉分院 | 82-2311 |
| 木幡診療所 | 84-7012 |
| 佐藤医院 | 82-2656 |
| 遊佐クリニック | 81-1133 |
| 天野内科クリニック | 39-1233 |
| 大崎市民病院田尻診療所 | 38-1152 |
| たじり中央クリニック | 39-7955 |

松山地域

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 大崎東部クリニック | 55-2511 |
| 大崎ミッドタウン総合メディケアクリニック | 55-3349 |
|
| わたなべ産婦人科内科・小児科 | 55-3535 |

三本木地域

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 岩渕胃腸科内科医院 | 52-6211 |
| 近江医院 | 52-3057 |

鹿島台地域

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 大崎市民病院鹿島台分院 | 56-2611 |
| 佐久間内科医院 | 56-3700 |
| 渡辺外科胃腸科医院 | 56-5211 |

岩出山地域

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 大崎市民病院岩出山分院 | 72-1355 |
| 高橋医院 | 72-1005 |

鳴子温泉地域

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 大崎市民病院鳴子温泉分院 | 82-2311 |
| 木幡診療所 | 84-7012 |
| 佐藤医院 | 82-2656 |
| 遊佐クリニック | 81-1133 |

田尻地域

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 電話番号 |
| 天野内科クリニック | 39-1233 |
| 大崎市民病院田尻診療所 | 38-1152 |
| たじり中央クリニック | 39-7955 |

**平成30年度の国民健康保険税率を改正します**

**税務課国民健康保険税担当　23-5147**

　「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に変わります。

　この制度改正に伴い、大崎市の国民健康保険税率を次のとおり改正します。

**資産割を廃止します**

　国民健康保険税額は、これまで、所得を基にした「所得割」、固定資産を持っている人にかかる「資産割」、国民健康保険に加入している人数に応じた「均等割」、加入世帯に対してかかる「平等割」の4つの項目を合計して税額を算定していました。

　平成30年度からは、「所得割」、「均等割」、「平等割」の3項目で税額を算定します。

**賦課割合を変更します**

　国民健康保険税は、所得などの能力に応じて負担する「応能分」の所得割と資産割、加入者が等しく負担する「応益分」の均等割と平等割を、国民健康保険税の賦課総額に対し按分して賦課しています。

　資産割の廃止に伴い、所得割・均等割・平等割の賦課割合を変更します。（上表参照）

●世帯ごとの国民健康保険税額を試算することもできますので、税務課にお問い合わせください。

■税率・税額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 応能分  （能力に応じる負担）  所得割＋資産割 | | 応益分  （等しく負担）  均等割＋平等割 | |
|  |  | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| 平成30年度  （3方式） | 医療分 | 5.95％ |  | 20,800円 | 16,000円 |
| 後期高齢者支援金分 | 2.48％ |  | 8,500円 | 6,500円 |
| 介護納付金分※1 | 2.42％ |  | 10,200円 | 5,200円 |
| 平成29年度  （4方式） | 医療分 | 9.80％ | 30.90% | 20,800円 | 17,900円 |
| 後期高齢者支援金分 | 1.50％ | 5.00% | 3,500円 | 3,100円 |
| 介護納付金分※1 | 2.30％ | 8.40% | 7,000円 | 3,900円 |

※1 介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者に賦課します。

■賦課割合

　賦課割合は、必要な保険税額を100％とした時のそれぞれの割合を示すものです。保険税率を示すものではありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平成30年度 | 応能分50% | 応益分50% | |
| 所得割50% | 均等割35% | 平等割15% |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成29年度 | 応能分60% | | 応益分40% | |
| 所得割50% | 資産割10% | 均等割28% | 平等割12% |

**新しい税率での国民健康保険税納税通知書の送付**

　新しい税率の納税通知書（納期3～10期分）は、7月中旬に送付します。年金から引き落として納税している人には、8月上旬に送付します。

**固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧**

**税務課土地担当・家屋担当　23-2148**

**共通事項**

■縦覧・閲覧期間

　4月2日～5月31日（土・日曜日、祝日を除く）

■閲覧場所

　税務課土地担当・家屋担当（市役所本庁舎3階）、各総合支所市民福祉課税務担当

※代理人の場合は、本人自筆の委任状（法人は代表者からの委任状）が必要です。

**固定資産課税台帳の閲覧**

　納税義務者は、固定資産課税台帳の本人の資産に対する記載部分（借地人・借家人などは、その使用や収益の対象となる部分のみ）を確認することができます。

■対象者と持ち物

●固定資産税の納税義務者

　固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）

●借地人、借家人などの有償　契約者

　契約書、本人確認書類（運転免許証など）

**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

　土地または家屋を所有する納税者は、他の固定資産と比較して、価格が適正かどうかを確認することができます。

■対象者

　土地・家屋の所有者で納税者

■内容

　土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

■持ち物

　固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）

**届け出のお願い**

　市内に所有する固定資産（未登記家屋）に次の変更があった場合は、税務課家屋担当に届け出をお願いします。

①建物を取り壊した場合

②所有者を変更した場合（所有権移転登記をする場合は不要）

**集会所・掲示板の整備費用の一部を補助します**

**まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069**

　地域住民のコミュニティ活動の振興および円滑な運営を図るために集会所の整備に対する費用の一部を補助します。

■受付期間

　4月2日～27日

■受付場所

　まちづくり推進課、各総合支所地域振興課地域づくり担当

■対象

　事業計画があり、年度内に完了する事業

■その他

①予算の範囲内で補助を行います。申請件数が多い場合は、優先度を考慮して事業を採択します。

②大規模な災害で被害を受けた集会所の整備は、別途相談してください。

問合せ まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069各総合支所地域振興課地域づくり担当（松山55-2111　三本木52-2111　鹿島台56-7111　岩出山72-1211　鳴子82-2191　田尻39-1111

■補助対象の種類と補助上限額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 集会所の整備 | 補助率 | 上限額 |
| 新築・改築 | 工事費用の75％ | 1125万円 |
| 増築 | 工事費用の75％ | 375万円 |
| 修繕工事、外構工事、既存建物の解体工事など | 工事費用の75％ | 375万円 |
| 排水処理施設整備 | 工事費用の75％ | 75万円 |
| 掲示板の新設・改修・修繕 | 工事費用の75％ | 15万円 |

**障がい者や高齢者への移動費助成制度があります**

**各問い合わせ先**

　各制度の詳しい内容は、お問い合わせください。

**障がい者向けの助成**

■福祉タクシー利用

内容　1枚600円のタクシー券を月4枚交付

対象　世帯員全員が住民税非課税で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Ａのいずれかに該当する人

■心身障害者自動車等燃料費

内容　1枚500円の助成券を月4枚交付

対象　世帯員全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する人で、自動車などを所有し運転している人、または障がい者所有の自動車を運転する人が同一世帯にいる人

②身体障害者手帳下肢障害3級の人で、自動車などを所有し運転している人

③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のどちらかに該当する人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級のいずれかに該当する人のうち、障がい者のために運転する人が同一世帯にいる人

■障がい者向け助成の申し込み

持ち物　身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、印鑑、車検証・免許証（燃料費助成のみ）、本人か申請者の個人番号カードまたは通知カード

申込先　社会福祉課障がい福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当

問合せ 社会福祉課障がい福祉係　23-2167

**高齢者向けの助成**

■高齢者タクシー利用

内容　1枚600円のタクシー券を月2枚交付

対象　次を満たす在宅高齢者

①世帯員全員が65歳以上の人

②要支援、要介護、事業対象者に認定された人

③住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の人

■高齢者福祉有償運送利用

内容　助成券を月2枚交付し、通院などで利用する福祉有償運送の迎車料金（全額）、乗車料金の乗車距離1キロメートルごとに50円を超える額、待機料金の10分ごとに50円を超える額を助成

対象　65歳以上の在宅高齢者で要介護3～5の認定を受け、交通機関を利用するのが困難な人

■高齢者向け助成の申し込み

持ち物　介護保険証、印鑑、本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）、個人番号通知カード（高齢者タクシー利用助成のみ）

申込先　高齢介護課高齢福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当

問合せ 高齢介護課高齢福祉係　23-6085

**注意点**

　障がい者向け・高齢者向けの各助成や、重度障害者福祉有償運送利用助成、グループタクシー利用助成の重複利用はできません。また、社会福祉施設に入所している人、3カ月以上入院している人は利用できません。